

Ⅳ 第3期プランの内容

基本目標1 男女共同参画による活力あるまちづくりをめざします

Ⅳ

第3期プランの内容

基本目標1 男女共同参画による活力あるまちづくりをめざします

固定的な性別役割分担意識や差別意識にとらわれることなく、男女が対等なパートナーとしてまちづくりを進めていくためには、男女がともに参画できる環境づくりが求められます。市の審議会や委員会をはじめ、地域団体や企業等における女性の参画を促進するとともに、身近な地域活動においても男女共同参画の取り組みを推進し、活力ある貝塚市をめざします。

今後の取り組み

1 政策・方針決定の場への女性の参画の促進

政策・方針決定において女性の意見を十分に反映するため、市が設置する審議会・委員会や地域団体への女性の参画を促進するとともに、企業における女性管理職の登用の促進や市における女性管理職の登用を進めます。

NO.	具体的施策	取り組み内容	主な担当課
1	政治への関心を高める意識啓発	○女性が政治や政策決定の場へ関心を持てるようなテーマを設定し、フォーラムや啓発誌等を通じて啓発します。	人権政策課
2	審議会・委員会などへの女性の参画の促進	○男女比に大きな開きがある審議会や委員会に対し、目標値達成に向けて積極的に女性を登用するよう、働きかけます。	関係課
3	地域団体等における女性の参画の促進	○町会の会長や各種団体の役員への女性の選出を働きかけます。 ○地域づくり・まちづくり関連の事業について女性団体の参画が得られるよう、働きかけます。	交流推進課
		○OPTA 会長への女性の選出を働きかけます。	社会教育課

4	企業における女性の管理職等への登用の促進	○商工会議所と連携し、女性職員の管理職への登用について働きかけます。	商工観光課
5	市職員・教職員の女性管理職への登用促進	○女性職員の管理職への登用を促進します。 ○性別にとらわれることなく、研修機会を男女均等に提供します。 ○女性管理職比率を上げるためのポジティブアクションの推進を図ります。	人事課 学事課 病院総務課 人権政策課 学校人権教育課

数値目標

指標名	現状値	目標値 平成 34(2022)年
審議会等委員に占める女性の割合	17.0% (H24)	35%
市職員の管理職(課長補佐級以上)における女性の割合	19.3% (H24)	30%
小中学校教職員における女性管理職の割合	18.8% (H24)	30%
自治会、PTA、職場において重要事項を決める会議への女性参画が「進んでいる・少し進んでいる」と答えた人の割合	50.7% (H23)	70%

市民の取り組み

《個人・家庭》

- ・ 審議会や委員会等の委員に積極的に応募しましょう。
- ・ 審議会や委員会等で活躍する女性を応援しましょう。
- ・ それぞれの職場や家庭において男女差別が存在しないか考えてみましょう。

《企業等》

- ・ 管理職に女性を積極的に登用しましょう。

《地域》

- ・ 町会や各種団体の会長や役員に女性を積極的に登用しましょう。

IV 第3期プランの内容

基本目標1 男女共同参画による活力あるまちづくりをめざします

2 男女がともに地域活動に参加・参画する環境づくり

男女共同参画の視点を踏まえ、地域活動に参加・参画するための支援策の充実を図るとともに、男女の参画に偏りのみられる防災・災害復興対策や市民の異文化に対する理解と認識を深めるための国際交流活動を推進します。

NO.	具体的施策	取り組み内容	主な担当課
1	地域活動に参加・参画できる環境づくり	○子どもを持つ人が地域活動に参加できるよう、一時保育等の保育サービスの充実を図ります。	児童福祉課
		○障害者を介護・介助する人が地域活動に参加できるよう、地域生活支援事業（日中一時支援事業）等の障害福祉サービスを提供します。	障害福祉課
		○環境問題について関心を喚起し、定期講座等で学習と交流の機会を提供することにより、継続した活動につなげます。	中央公民館 環境政策課
		○各種地域活動の情報を収集し、広報及びインターネット等への掲載を行うとともに、市民向け研修会・行政職員向け研修会を開催します。	交流推進課
		○地域団体、グループに活動場所等を提供するとともに、必要に応じて助言・指導を行います。 ○地域においてニーズに対応した男女共同参画に関する学習機会の提供に努めます。 ○防犯活動、高齢者の見守り活動、子育て支援活動などの地域活動に対し、様々な年齢層における男女の参画を促進します。	関係課
2	防災・災害復興対策における男女共同参画の推進	○男女のニーズの違いなど、男女双方の視点に配慮した防災・災害復興対策を推進します。	危機管理課
		○家庭や企業・地域における防火に関する講習、また初期消火訓練・救急講習等を実施し、防災・減災対策を推進します。	消防警備課

3	国際交流活動の推進	○かいつか国際交流協会の活動を支援し、世界各国の文化に触れる機会を提供します。	交流推進課
		○文化事業等を通じて異文化理解の促進や地域における交流を促進します。	中央公民館 人権政策課

市民の取り組み

《個人・家庭》

- ・災害時の対応について家族で話し合ってみましょう。
- ・環境を守るためにそれぞれができることを考え、実行しましょう。
- ・男女共同参画が進んでいる国の現状を学ぶなど、国際的な視野から、男女共同参画について考えていきましょう。

《企業等》

- ・男女共同参画の視点に立ち、災害時の対応について見直しましょう。
- ・地球環境問題に対する意識を高めましょう。

《地域》

- ・地域の防災活動に対する女性の参画を促進しましょう。
- ・災害時の対応について、女性の意見・考えを積極的に反映していきましょう。
- ・イベントを開催する際は、開催日時・場所の多様化、託児サービスの導入などを通して、だれもが参加しやすい条件の整備に努めましょう。

IV 第3期プランの内容

基本目標2 男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発を進めます

基本目標2 男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発を進めます

市民一人ひとりが性別にとらわれることなく、互いの個性を尊重し、認めあい、男女平等の意識を育むことが大切です。固定的な性別役割分担意識や差別意識を解消し、すべての人が参画しやすい社会環境づくりに向けて、様々な機会を通じて男女共同参画に関する広報・啓発を積極的に行います。

また、あらゆる世代の人々が、学校等や家庭、地域、職場などの場において男女共同参画に対する理解を深めることができるよう、教育や生涯学習等を推進します。

今後の取り組み

1 男女共同参画を推進する情報の提供

男女共同参画に関する様々な情報を提供するとともに、講座やフォーラムの開催を通じて男女共同参画の意識を高めます。

NO.	具体的施策	取り組み内容	主な担当課
1	男女共同参画社会に関する調査・研究及び情報の提供	○男女共同参画に関する様々な情報を収集し、広報等を通じて周知・啓発します。	人権政策課
		○男女共同参画への理解を含んだ人権関係図書を購入し、貸出します。	図書館
		○男女共同参画への理解を含んだ人権関係の各種パンフレット、図書を収集し、情報提供に努めます。	ひと・ふれあいセンター

2	男女共同参画に関する意識改革	<p>○男女共同参画に関する啓発誌を全戸配布し、情報を広く提供することにより意識啓発を行います。</p> <p>○市の発行誌について男女共同参画の視点から性差別を助長するような表現が使われていないかなどについて点検を行います。</p>	人権政策課
		<p>○身近な生活にかかわる分野を切り口とした男女共同参画に関する講座を開催することにより、身近な問題であるという意識を醸成します。</p>	中央公民館
		<p>○全職員を対象とした「人権パートナー研修」をはじめ、「じんけんセミナー」やフォーラムを通じた研修を実施します。</p>	人権政策課 人事課

数値目標

指標名	現状値	目標値 平成 34(2022)年
男女の固定的な役割分担の見直しが「進んでいる・少し進んでいる」と答えた人の割合	33.9% (H23)	50%
女性が仕事や地域活動に参加することに対する家族の理解が「進んでいる・少し進んでいる」と答えた人の割合	48.4% (H23)	70%

市民の取り組み

《個人・家庭》

- ・日ごろから、男女共同参画の視点に立った言葉遣いなどを心掛けましょう。
- ・広報や各種パンフレット等を通して、男女共同参画について学びましょう。また、学んだことを家族で話し合しましょう。

《企業等》

- ・男女共同参画に関する情報を収集し、従業員に提供しましょう。

《地域》

- ・男女共同参画に関する情報を収集し、提供に努めましょう。

IV 第3期プランの内容

基本目標2 男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発を進めます

2 学校等における男女共同参画の推進

それぞれの個性と能力を十分に伸ばすことのできる教育・保育を推進するため、各段階に応じた指導を実施するとともに、教職員への研修の実施や保護者への働きかけを行います。

NO.	具体的施策	取り組み内容	主な担当課
1	保育所・幼稚園・学校における男女平等教育の推進	○教育や保育のあらゆる場において、人権尊重・男女平等の精神に基づいた指導を実施します。 ○教育や保育内容の点検を行うとともに、学校等への指導を行います。	学校人権教育課 学事課 児童福祉課
2	多様な選択が可能な進路指導と生徒指導	○本人の選択を尊重した進路指導を推進するため、進路ガイダンスの実施やキャリア教育 ^{*15} を進めます。	学校人権教育課
3	教職員に対する男女平等教育の研修の実施	○性別にとらわれず、個々の能力や適性に着目した教育及び保育を進めるため、教育及び保育関係者に対し、男女共同参画に関する正確な理解を促進します。	学校人権教育課 児童福祉課
4	保護者への男女共同参画の働きかけ	○家庭教育学級を通じて保護者への男女共同参画に関する学習機会を提供します。 ○貝塚市PTA協議会を通じて男女がともに学校行事に参加するよう働きかけます。	社会教育課

市民の取り組み

《個人・家庭》

- ・子どもが学校等で学んだことについて、家庭内で話し合う機会をつくりましょう。

3 多様な選択を可能にする生涯学習の推進

地域において開催する男女共同参画に関する講座等の学習機会の提供に努めるとともに、地域団体等に対しても研修を行います。

NO.	具体的施策	取り組み内容	主な担当課
1	男女共同参画に関する学習機会の提供	○人権尊重の視点から幅広く男女共同参画に関連する講座内容の充実を図り、「コスモス市民講座」を開催します。	社会教育課
		○人権尊重の視点から市民自らの問題として取り組むことができるような男女共同参画に関する講座を開催します。 ○「女と男のフォーラム」において男女共同参画に関する講座を開催します。	中央公民館 ひと・ふれあいセンター 人権政策課
2	多様な生き方を支える生涯学習の推進	○あらゆる学習機会を通じて男女共同参画の視点を持った事業を実施します。	社会教育課
		○市民企画講座の趣旨について周知を図り、新たな市民層の参加を促進します。 ○公民館で活動するグループに協力を働きかけながら、地域への出前講座を実施します。	中央公民館

IV 第3期プランの内容

基本目標2 男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発を進めます

3	地域団体などへの男女共同参画に関する研修の実施	○各地域団体に講座の案内等を行い、参加を呼びかけます。	人権政策課
		○研修会等を開催し、地域づくり・まちづくりに関心を持つ機会を提供します。	交流推進課
		○人と人、及びその活動をつなぐコーディネート能力を持った人材の育成のため、公民館で活動するグループ対象の学習会、リーダー研修会、講師研修会等を実施します。	社会教育課 中央公民館 青少年教育課
		○男女共同参画に関する研修会やセミナー等の学習機会を提供します。 ○地域づくりを目的とした活動の場を年齢・性別を問わないかたちで継続的に設けるよう努めます。	社会教育課

市民の取り組み

《個人・家庭》

- ・講座や研修会等に積極的に参加しましょう。

《地域》

- ・身近な地域において、講座・研修会等に誘い合って参加しましょう。
- ・それぞれの団体で、男女共同参画をテーマにした学習会・研修会を開催しましょう。

基本目標3 仕事と生活の調和に向けた働きかけを推進します

現代の社会では、長時間労働による疲労から心身の健康を害したり、仕事と子育てや介護との両立に悩むなど、仕事と生活の間で問題を抱える人が多くみられます。こうした中、だれもが自分の望むライフスタイルに合わせて多様な選択ができる社会を実現することが求められます。そのため、それぞれが望むバランスで仕事と家庭生活、地域活動等の調和が図られるよう、就労の場における支援の充実や情報提供の充実を図ります。また、仕事と子育て、介護、地域活動との両立支援に向けた各種制度やサービスの周知を図るとともに、活動しやすい環境づくりを進めます。

今後の取り組み

1 仕事と生活の調和に関する意識啓発

男女の均等な雇用機会と待遇が確保されるよう、男女雇用機会均等法^{※16}をはじめとする関連法令の周知と順守のための取り組みを進めます。

NO.	具体的施策	取り組み内容	主な担当課
1	男女の平等な労働観づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○大阪労働局や大阪府とも連携し、広報や啓発冊子等を通じて関連法令等の周知を行います。 ○市民、事業者などに対して、ワーク・ライフ・バランスに関する学習機会や情報提供などの充実を図ります。 ○男性のためのワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、セミナーやフォーラムを通じた啓発を進めます。 	人権政策課
2	職場における関連法令等の周知・順守	<ul style="list-style-type: none"> ○大阪労働局や大阪府とも連携し、広報や啓発冊子等を提示するとともに、雇用労働講座を開催し、関連法令等の周知を行います。 	商工観光課 人権政策課

数値目標

指標名	現状値	目標値 平成 34(2022)年
職場での配置昇進などに対する男女格差の解消が「進んでいる・少し進んでいる」と答えた人の割合	31.8% (H23)	50%

IV 第3期プランの内容

基本目標3 仕事と生活の調和に向けた働きかけを推進します

市民の取り組み

《個人・家庭》

- ・労働に関する法制度等の知識を高め、一人ひとりが男女平等の職場づくりをめざしましょう。

《企業等》

- ・従業員に対し、労働に関する法制度等の情報提供に努めましょう。

2 女性の就業機会の拡大

性別にとらわれることなく働く場においてだれもが活躍できるよう、女性の能力開発や女性の再就職支援、男女の均等な採用を促進します。

NO.	具体的施策	取り組み内容	主な担当課
1	女性の能力開発及び研修の推進	○就職に役立つ資格・技能を取得するための就労支援講座を開催するとともに、関係機関が実施する講習などへの誘導を行います。	交流推進課
		○大阪労働局や大阪府とも連携し、チラシやポスターを掲示することにより、女性の活用や能力開発に取り組むよう事業所に対し働きかけます。	商工観光課
2	女性の再就職支援	○多様な働き方を選択できるよう、再就職に関する情報の提供を進めます。	交流推進課
3	男女の均等な採用の促進	○市における男女の均等な採用を進めるため女性試験官を登用するなどの取り組みを進めます。	人事課 病院総務課 学事課
		○情報提供等により、事業所における男女の均等な採用を促進します。	商工観光課 人権政策課

数値目標

指標名	現状値	目標値 平成 34(2022)年
就業の機会について男女が「平等である」と答えた人の割合	18.6% (H23)	30%

市民の取り組み

《個人・家庭》

- ・就労に関する講座や講習等に積極的に参加しましょう。

《企業等》

- ・女性の活用や能力開発に積極的に取り組みましょう。

IV 第3期プランの内容

基本目標3 仕事と生活の調和に向けた働きかけを推進します

3 多様な働き方への支援の充実

短時間労働や自営業など、多様な働き方を支援するための相談体制や情報提供の充実を図ります。

NO.	具体的施策	取り組み内容	主な担当課
1	短時間労働者の労働条件向上のための働きかけ	○関係機関と連携し、就労支援制度や各種相談事業の周知、活用の促進を図ります。	交流推進課
2	就業ニーズを踏まえた雇用の場の創設支援	○女性起業家に対する支援として、講座や資金の融資制度、活動場所等の紹介を行います。	商工観光課
3	労働相談窓口の充実	○広報を通じて相談業務の案内を掲載し、関係機関との連携を図ります。	商工観光課
		○総合生活相談事業に係る関係機関との連携を強化し、就労に関する相談体制の充実を図ります。	交流推進課 ひと・ふれあいセンター
4	農林業及び個人事業における男女共同参画の推進	○休日や給与、役割分担を明確にする家族経営協定 ^{*17} の締結の普及・啓発に向けて、農業団体の会合時等に情報提供を行います。	農林課
		○地域農業を担う女性農業者を育成するため、講座等を開催し、農業技術や経営管理能力の向上を図ります。	
		○女性経営者のネットワーク構築を図り、講習会・研修会の開催などを支援し、女性経営者の育成を図ります。	商工観光課

市民の取り組み

《個人・家庭》

- ・家族経営協定について学びましょう。
- ・活躍する農家の女性を応援しましょう。

4 仕事と家庭、地域活動等との両立支援

仕事と子育て、介護、地域活動との両立が図られるよう、休業制度や各種支援制度などの周知に努めるとともに、関係機関等への働きかけを進めます。

NO.	具体的施策	取り組み内容	主な担当課
1	仕事と子育ての両立支援	○関係機関と連携し、育児休業の取得促進に向けた情報提供の充実を図ります。	人権政策課 商工観光課
		○職員・教職員が育児休業を取得できる環境づくりに努めます。	人事課 学事課
		○保育サービス等をはじめとした子育て・生活支援策の周知を行います。	児童福祉課
		○子育てを支援する教室を開催します。開催にあたっては、日程等に配慮するとともに、広報による情報提供や啓発を行います。	児童福祉課 中央公民館 健康推進課
2	仕事と介護の両立支援	○広報等を通じて家族介護者への各種支援制度の周知に努めます。 ○要支援・介護度に応じた介護保険サービスを利用できるよう、介護保険サービスの周知を行います。	高齢介護課
		○介護休業の取得促進に向けた情報提供の充実を図ります。	人権政策課 商工観光課
3	仕事と地域活動の両立支援	○地域活動への参加をうながすために、一時保育など親子のニーズにあった制度の周知や施設の活用に努めます。	児童福祉課
		○仕事を持つ人が参加しやすいよう行事や活動の開催日時等に配慮します。	中央公民館 社会教育課 青少年教育課
		○仕事を持つ人が地域活動に参加できるよう、休暇の取得促進に向けた働きかけを行います。	人権政策課 商工観光課

IV 第3期プランの内容

基本目標3 仕事と生活の調和に向けた働きかけを推進します

4	男性にとっての男女共同参画の推進	○男性職員・男性教職員が育児休業を取得できる環境づくりに努めます。	人事課 学事課
		○男性の子育てを支援する教室を開催します。開催にあたっては、日程等に配慮するとともに、広報による情報提供や啓発を行います。	児童福祉課 中央公民館 健康推進課
		○男性を対象にした講座や子育て支援事業を行い、参加の促進を図ります。	
		○男性の長時間労働等の働き方の見直しに係る啓発や子育て・介護に携わる人のための休暇制度等について周知を行います。	商工観光課

数値目標

指標名	現状値	目標値 平成 34(2022)年
男性市職員に対する育児休業の取得率	0% (H23)	10%
男性に対する子育て支援施策が「進んでいる・少し進んでいる」と答えた人の割合	18.4% (H23)	30%

市民の取り組み

《個人・家庭》

- ・育児休業制度や短時間勤務制度などを積極的に活用しましょう。

《企業等》

- ・従業員の育児・介護への参加を応援し、育児・介護休業の取得を促進しましょう。

基本目標4 多様な生き方ができる環境の整備を進めます

生涯を通じて健康で安心して心豊かに暮らせる環境を整備することは、男女共同参画社会の推進の基盤となるものです。社会的に困難な状況に置かれやすい高齢者や障害者、子育て家庭、ひとり親家庭にとって安心して暮らせるまちづくりを進めるため、支援体制の充実を図ります。

また、各世代に応じた健康対策に取り組むとともに、身体や性について正しい知識を持ち、お互いを理解しあえるよう、知識の普及等を進めます。

今後の取り組み

1 すべての人が安心して暮らせるまちづくりの推進

住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、高齢者、障害者、子育て家庭、ひとり親家庭への支援の充実に努めるとともに、庁内関係各課の連携により情報提供や相談体制の充実を図ります。

NO.	具体的施策	取り組み内容	主な担当課
1	高齢者が安心して暮らすための支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○介護保険サービスの拡充を図るとともに、介護保険制度についての周知・啓発を行います。 ○地域包括支援センター等の介護に関する相談窓口や相談方法について周知するとともに、機能の充実を図ります。 ○働く意欲のある高齢者に対して、就業機会の確保や情報提供を行います。 	高齢介護課
2	障害者が安心して暮らすための支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障害福祉サービスの充実を図るとともに、各種制度について周知・啓発します。 ○障害者の自立を容易にするために地域生活支援事業等による社会参加の促進や泉州中障害者就業・生活支援センターが実施する就労等相談の支援を行います。 	障害福祉課
3	子育て家庭への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○育児支援サービスの拡充を図るとともに、各種制度について周知・啓発します。 	児童福祉課

IV 第3期プランの内容

基本目標4 多様な生き方ができる環境の整備を進めます

4	ひとり親家庭への支援体制の充実	<p>○就労支援プログラム策定員による就労支援を行い、自立に向けた相談の充実を図ります。</p> <p>○ひとり親家庭の自立を促進するための支援を行います。</p> <p>○ひとり親家庭の生活の安定と自立に向け、必要な情報を提供するとともに、様々な相談に対応するための体制の充実を図ります。</p>	児童福祉課
5	子ども・高齢者・障害者等にやさしいまちづくりの推進	<p>○生活に困難を抱える男女が、その適性や能力を生かし、自立した生活を送ることができるよう、関係機関が連携し、情報提供や相談体制の充実を図ります。</p> <p>○地域団体との連携を図りながら、単身世帯への見守りや居場所づくり、子育てや介護による孤立を防止する活動、ボランティア育成に対する支援を行います。</p> <p>○男女共同参画の視点に立った公共施設等の整備に努めます。</p>	<p>社会福祉課 高齢介護課 障害福祉課 児童福祉課</p> <p>各施設所管課</p>

市民の取り組み

《個人・家庭》

- ・高齢者や障害者、ひとり親家庭が安心して暮らせるまちづくりのために、何ができるか考えましょう。
- ・広報やホームページ等を利用して各種育児支援サービスについての情報を収集しましょう。

《地域》

- ・関係機関等と連携し、高齢者・障害者・子育て家庭等の生活を支援しましょう。

2 生涯にわたる心とからだの健康保持

生涯にわたる健康の保持や健康をおびやかす薬物被害等に関する啓発をはじめ、性に関する情報の提供、妊娠・出産等に係る支援の充実を図ります。

NO.	具体的施策	取り組み内容	主な担当課
1	各世代に応じた健康対策の推進	○健（検）診の周知に努めることにより受診の促進を図り、生活習慣病やがんの予防、早期発見につなげます。	健康推進課 国保年金課
		○生涯を通じた健康の保持・増進のため、健康に関する相談や健康教育などの支援を行います。	
2	薬物被害等の予防・防止に関する啓発	○喫煙、飲酒、薬物乱用などが健康に及ぼす影響について学習する機会の充実を図ります。	学校人権教育課 健康推進課 社会教育課
		○生涯を通じた性と生殖についての理解を研修会や啓発誌等を通じて進めます。	
3	性に関する情報の提供	○発達段階に応じて生命尊重・人間尊重・男女平等の視点を持った行動を取れるようにするため、指導内容を検討しながら学校教育活動全体を通じて性教育の充実を図ります。	学校人権教育課
		○エイズや性感染症の予防に関する正しい知識の普及・啓発に努めます。	健康推進課
		○性の多様性及び性同一性障害等に対する学習機会の提供と情報提供を行います。	人権政策課
4	妊娠・出産等にかかわる支援の充実	○健診の受診勧奨や健診後のフォロー体制を強化することで、母子の健康状態を把握する機会を確保します。	健康推進課

市民の取り組み

《個人・家庭》

- ・一人ひとりが思いやりの心を育み、かけがえのない命を大切にする正しい意識を持ちましょう。
- ・健康づくりに関する正しい情報を収集し、日常生活の中で実践していきましょう。

《企業等》

- ・従業員に対し健康づくりに関する情報を積極的に提供しましょう。

《地域》

- ・健康に関する情報提供を進めましょう。

IV 第3期プランの内容

基本目標5 あらゆる暴力を根絶し、人権が尊重される社会をめざします【DV防止基本計画】

基本目標5 あらゆる暴力を根絶し、人権が尊重される社会をめざします

【DV防止基本計画】

DV、児童虐待、セクシュアル・ハラスメント等は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。こうした暴力の背景には、長く続いた男性優位による社会の構造的な問題があり、男女共同参画社会を実現していく上で克服すべき重要な課題となっています。

暴力を根絶するために、暴力の未然防止や、家庭・地域・職場・学校などあらゆる場面において暴力を許さない意識づくりに努め、幅広い取り組みを推進します。

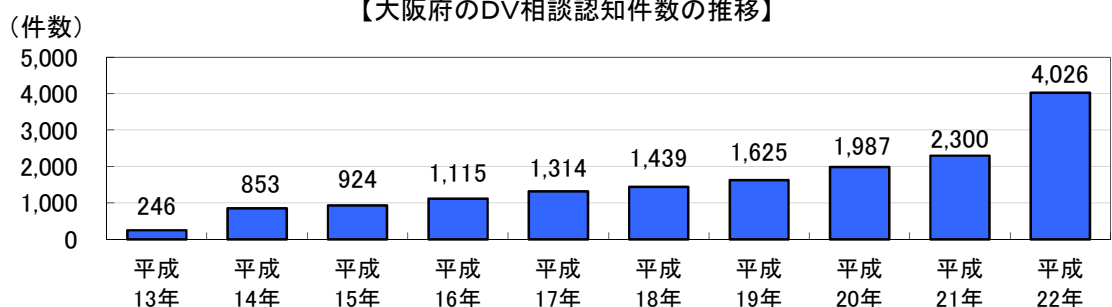
DV相談にかかる状況

大阪府ではDV相談の認知件数が増加しており、平成22年で4,026件と前年より75.0%増加しています。

本市においても女性相談の状況をみると、DVの認知件数が急増しており、平成22年度では市が行う女性相談窓口での相談件数のうち、95.7%がDVを主訴とするものとなっています。

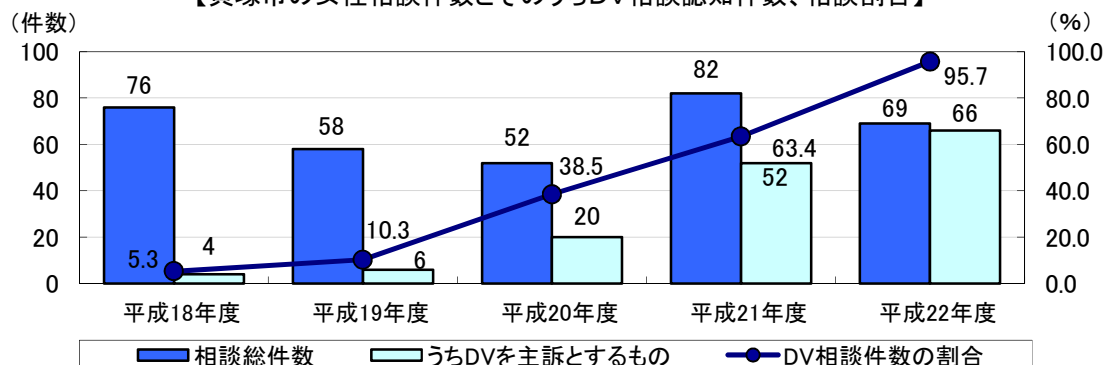
DVについてはこれまで潜在化しやすく、個人的な問題としてとらえられていましたが、徐々に顕在化してきていることがうかがえます。

【大阪府のDV相談認知件数の推移】



資料：大阪府公安委員会・大阪府警察「総合評価書」

【貝塚市の女性相談件数とそのうちDV相談認知件数、相談割合】



資料：貝塚市人権政策課

本市を取り巻く課題

現在、社会では配偶者や交際相手からの暴力が大きな問題となっている中、DVの相談件数の推移をみると、大阪府・本市において年々増加傾向となっており、顕在化してきている状況がうかがえます。

市のアンケート調査の結果からもDVの実態があることがわかりましたが、身体的・精神的・性的・経済的な暴力がDVにあてはまる行為であると知っている人は半数程度にとどまっている状況です。

今後はDV防止に向けた啓発を進めるとともに、被害を受け悩んでいる人への情報提供、関係機関との連携強化や相談体制の充実を図ることが必要です。

今後の取り組み**1 DV防止対策の推進**

DVを防止するための意識啓発をはじめ、被害者に対して適切な支援を行えるよう、関係機関との連携や庁内の連携体制の強化を図るとともに、相談体制の充実、自立のための支援を行います。

NO.	具体的施策	取り組み内容	主な担当課
1	配偶者等からの暴力防止に向けた意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○啓発誌やフォーラムを通じて暴力防止のための啓発を進めます。また、大阪府男女共同参画推進財団の講座や研修に関する情報提供を行います。 ○デートDVの防止に向けて、若年層が関心を持ちやすいツールも活用しながら啓発を進めます。 	人権政策課 学校人権教育課
2	相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○DVに関する相談窓口の周知を図ります。また、警察や大阪府の岸和田子ども家庭センター等との連携を強化し、窓口についても積極的に情報提供を行います。 ○被害者からの相談や加害者からの追及に適切に対応できるよう、対応マニュアル等の整備を進めます。 ○相談窓口職員や関係する職員の資質向上に向けた取り組みを推進します。 	交流推進課

IV 第3期プランの内容

基本目標5 あらゆる暴力を根絶し、人権が尊重される社会をめざします【DV防止基本計画】

3	被害者の自立のための支援	○被害者の状況を把握した上で安全性の確保と情報管理を行い、自立のための支援を行います。	交流推進課
		○ハローワーク等の活用など就労に関する情報提供を行います。	社会福祉課
		○経済的に困窮する方に対し、適切な制度の運用による支援を行います。	児童福祉課 学事課
4	関係団体との連携	○身近なところでDVの相談や支援が受けられるよう、関係機関、民間支援団体と連携・協力していきます。	人権政策課
5	庁内の連携体制の強化	○DV相談の関係部署で構成するDV連絡会議において、相談対応時の連携の在り方等を協議し、被害者の支援やDVの根絶に向けた取り組みを推進します。	人権政策課 交流推進課 市民課 社会福祉課 高齢介護課 障害福祉課 児童福祉課 国保年金課 健康推進課 病院医療福祉相談室 学事課 学校人権教育課

数値目標

指標名	現状値	目標値 平成34(2022)年
配偶者や恋人にされた・した行為がDVにあてはまると知っている人の割合	48.2% (H23)	70%
DV被害者のための相談体制が「進んでいる・少し進んでいる」と答えた人の割合	21.1% (H23)	40%

市民の取り組み

《個人・家庭》

- ・DVは暴力であり、個人の人権を侵害する行為であることを認識しましょう。
- ・DVを受けたら、市役所や関係機関に相談しましょう。

《地域》

- ・DVを発見したら、迷わず市役所や関係機関に通報しましょう。

2 虐待防止対策の推進

関係機関と連携を図りながら、虐待防止に向けた啓発や、通報先・相談先の周知等に努めます。

NO.	具体的施策	取り組み内容	主な担当課
1	児童虐待等への対策	○関係機関との連携を強化し、地域支援検討会議を行い、継続的な支援を実施します。	児童福祉課
		○乳幼児がいる家庭への訪問等により、乳幼児虐待の早期防止を図ります。	健康推進課
		○要保護児童対策地域協議会と連携を図りながら、広報を通じた暴力防止のための啓発を行います。 ○校園長会等で通報制度の周知徹底を図るとともに、通報後のフォロー体制の充実を図ります。	学校人権教育課
2	高齢者虐待への対策	○市と地域包括支援センターは、連携を図りながら広報、啓発活動、高齢者虐待の相談・通報・届出の窓口となり、虐待の防止や早期発見、支援の実施等適切な対応に努めます。	高齢介護課
3	障害者虐待への対策	○市内に設置している障害者相談支援事業所や関係機関と連携しながら、障害者虐待の防止、早期発見及び養護者の支援等について検討し、適切な対応を図ります。	障害福祉課

IV 第3期プランの内容

基本目標5 あらゆる暴力を根絶し、人権が尊重される社会をめざします【DV 防止基本計画】

市民の取り組み

《個人・家庭》

- ・虐待は人権を侵害する行為であることを認識しましょう。
- ・虐待を受けたら、市役所や関係機関に相談しましょう。

《地域》

- ・虐待を発見したら、迷わず市役所や関係機関に通報しましょう。

3 セクシュアル・ハラスメント対策の推進

セクシュアル・ハラスメントの防止に向けて啓発や研修を行うとともに相談体制の充実を図ります。

NO.	具体的施策	取り組み内容	主な担当課
1	就労の場におけるセクシュアル・ハラスメント対策	○セクシュアル・ハラスメントに関して「じんけんセミナー」や啓発誌を通じて啓発を充実させるとともに、企業や市における防止策や相談体制の充実を図ります。 ○セクシュアル・ハラスメント防止要綱に基づき、市におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進を図ります。	人権政策課 人事課 病院総務課
2	教育の場におけるセクシュアル・ハラスメント対策	○相談窓口の周知徹底を図るとともに、スクール・セクシュアル・ハラスメント防止に向けた研修の充実を図ります。	学事課 学校人権教育課

市民の取り組み

《個人・家庭》

- ・セクシュアル・ハラスメントは暴力であり、個人の人権を侵害する行為であることを認識しましょう。

《企業等》

- ・従業員の意識啓発に取り組み、セクシュアル・ハラスメントのない職場づくりに努めましょう。
- ・セクシュアル・ハラスメントを受けた場合に相談できる窓口の整備を進めましょう。